

人 事 院 会 議 議 事 錄

会 議 日

令和7年12月11日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官

議 題

人事院規則17-0（管理職員等の範囲）の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則17-0（管理職員等の範囲）の一部改正」について、総括審議官から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 17—0（管理職員等の範囲）の一部改正

令和 7 年 12 月 11 日
職 員 福 祉 局

国家公務員法は、管理職員等が、一般の職員とは労使関係において対立的立場に立ち得ることから、一般の職員と同一の職員団体を組織できない旨を定めており、同法の委任を受け、規則 17—0 別表において管理職員等を列挙している。

同表については、おおむね四半期ごとに、各府省における組織改正等を反映させるための改正を行ってきており。今般は、令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの間に新設され、管理職員等と認められる官職を追加するなどの改正を行うこととした。

1 主な改正内容

審査した結果、規則 17—0 別表に掲げるべき管理職員等として、新設された 4 官職を新たに追加し、他方で、廃止された 1 官職を削除する必要がある。

主なものとしては、電気通信設備エンジニア室長（総務省）や食料システム連携推進室長（農林水産省）の設置が挙げられる。

（参考 1）管理職員等の人数の増減

	新たに該当する職員数	非該当となる職員数	(A-B)
規則改正を要するもの	4	1	—
規則改正を要しないもの	5	3	—
計	9 (A)	4 (B)	5

（参考 2）定員に占める管理職員等の割合

	年度末定員 (A) 人	管理職員等 (B) 人	(B/A) %
令和 7 年 8 月 31 日現在	241, 240	38, 316	15.9
令和 7 年 11 月 30 日現在	241, 240	38, 321	15.9

2 公布日及び施行日

令和 7 年 12 月 17 日に公布し、同日から施行する。

以上

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）に基づき、人事院規則一七一〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年十二月十七日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一七一〇一一五一

人事院規則一七一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一七一〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表総務省の部内部部局の項中「番号企画室長」を「電気通信設備エンジニア室長 番号企画室長」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「教員免許・研修企画室長」を削り、「教育財政室長」を「教育財政
室長 教員免許・研修企画室長」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「ファイナンス室長」を「食料システム連携推進室長 ファイナンス
室長」に、「肥料調整官」を「肥料調整官 有機農業推進調整官」に改める。

別表備考第一項中「令和七年八月三十一日」を「令和七年十一月三十日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 人事院規則一七一〇一一五一（人事院規則一七一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則）

新旧対照表（人事院規則一七一〇 別表）

（傍線部分は改正部分）

組 織		職		員		（傍線部分は改正部分）
				改正後	改正前	
農林水産省	内 部 部 局	長 番号企画室長 国際周波数政策室長 ・・・	・・・ 消費者契約適正化推進室長 電気通信設備エンジニア室 ・・・	・・・ 消費者契約適正化推進室長 番号企画室長 国際周波数	・・・ 政策室長 ・・・	
		制度 改革室長 教育企画 調整官 教育財政室長 教員免許 研修企画室長 教育	課程企画室長 ・・・ 持続的食料システム調整官 肥料調整官 ファイナンス室長 有機農業推進調整官 畜産総合推進室長 ・・・	課程企画室長 ・・・ 持続的食料システム連携推進室長 肥料調整官 畜産総合推進室長 ・・・	・・・ 主任教育企画調整官 教員免許 ・・・ 校教育振興室長 ・・・ 教育制度改革室長 教育財政室長 教育	
		商品取引室長 ・・・ 生産資材対策室長 ・・・	商品取引室長 ・・・ 生産資材対策室長 肥料調整官 畜産総合推進室長 ・・・	商品取引室長 ・・・ 生産資材対策室長 肥料調整官 畜産総合推進室長 ・・・	・・・ 主任教育企画調整官 教員免許 ・・・ 校教育振興室長 ・・・ 教育制度改革室長 教育財政室長 教育	

備
考

1 この表の・・・組織に関する定めにより令和七年十一月三十日において設置されていた官職を占めている職員とする。

改正後

備
考

1 この表の・・・組織に関する定めにより令和七年八月三十一日において設置されていた官職を占めている職員とする。

改正前